

高校生起業家育成業務 仕様書

1 業務名

高校生起業家育成業務

2 目的

大洲市では、令和6年から、大洲市官民共創推進拠点施設（大洲イノベーションセンター）を拠点として、高校生を対象とした起業家育成事業（大洲市高校生チャレンジ事業＝OKC）を実施している。

本業務では、市内の高校に通う新1、2年生を中心に参加者を募集し、一つの働き方としての起業・創業についての基礎を学び、アントレプレナーシップの理解を深めながら、改めて大洲市の地域資源や地域課題に触れることで課題解決に対する認識を促し、新しい製品やサービスをテーマにした起業に挑戦してもらうのが狙いである。そのため、本事業においては、一連のカリキュラムの提供の後、ビジネスコンテストを終点とはせず、参加者による個人的起業や地域会社設立、提案事業の市内事業者等への譲渡等、その提案内容の事業化までの支援を視野に実施することを目的とする。

3 業務概要

（1）業務名

高校生起業家育成業務

（2）履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

4 業務内容

（1）規定カリキュラムの提供と管理

- ・令和6年度中に市が立案したカリキュラム案（別資料1）をもとに、年度内にこの内容（オリエンテーション、講演、講義、プロト実証など）を網羅する形での授業の開講を計画し実施するものであるが、参加学生の習熟度に合わせて授業の構成や内容の変更を図ることは、随時市と協議の上行うことができる。

- ・本業務遂行のためのメンターには、業務目的が的確に達成できるよう市が指定する大洲イノベーションセンターの推奨メンター（別資料2）をできる限り柱人材として活用すること。

- ・事前のPR活動含め市内各高校側との基本的な調整は原則として市が行うものとする。

- ・以上のことを踏まえ、アントレプレナー教育として市が立案したカリキュラム案と同等の内容について、年度内に完結すること。

- ・プロト実証等を中心に、受講生のビジネスプランに共感し、その実施のた

めの支援やアセットの提供を申し出てくれる事業者を市と協力して確保すること。

- ・市事務局やメンターとの情報共有、事業の進捗管理等に要するシステムについては、受託事業者で選定の上、市事務局等との協議をもって決定すること。

（２）活動記録の制作

- ・決定した受講内容や受講生の活動状況、アントレプレナーシップ教育の意義などに関する情報を、広く市内在住あるいは市内の高校に通う学生は無論、広く市民に届けていくための PR ツールとして活用できるよう、実施する講座や現場イベントなどに関する資料や活動の経過を動画素材等として適正にストックし、成果報告時に取りまとめた資料として提出すること。

5 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

6 成果物

（１）成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに大洲市商工産業課に納品すること。

（２）成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下の通りとする。

- ・事業実施計画書（２部）
- ・PR用チラシ等と具体的PRの履歴のわかる資料（A4で２部）
- ・業務報告書（２部）
- ・活動記録（動画素材を含む・電子データのみで可）
- ・上記成果物の電子データ
- ・協議資料

7 委託料の請求及び支払い

（１）委託料の支払いは約款第 31 条及び第 32 条のとおりとし、受注者は、発注者の業務検査確認後、頭書委託料を業務委託料支払いに関する特記事項に基づき分割した額を発注者に請求するものとする。また、年度末一括請求の場合には、発注者へその旨を報告し、了承を得るものとする。

8 その他

- （１）業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- （２）本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記が無いものであっても、

原則として全て受託者の負担とする。

- (3) 本業務の遂行中、参加者人数が著しく少ない場合など、事業規模の縮小や委託料の減額など、契約変更について協議することができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (5) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は大洲市に帰属する。
- (6) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ大洲市と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- (7) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、大洲市の検査を受けなければならない。

業務委託料支払いに関する特記事項

第 1 条 業務委託料契約書の 3 業務委託料 金 _____ 円の支払いについては、次に定めるところにより支払うものとする。

区分	支払い金額	支払い要件（想定）
第 1 回目	<u>（約 4 割） 円</u>	カリキュラムの約 4 割が終了していること。（想定 8 月頃）
第 2 回目	<u>（約 3 割） 円</u>	カリキュラムの約 7 割が終了していること。（想定 10 月頃）
第 3 回目 （最終）	<u>（約 3 割） 円</u>	カリキュラムが全て終了し、業務が完了していること。（想定 3 月）

2 前項に定める業務委託料について支払いをする場合、約款第 30 条及び第 31 条を準用するものとする。